



請願 3 第 3 号



村岡新駅(仮称)設置への覚書締結の
プロセスに関する請願

紹介議員

原田 建

令和3年11月22日

藤沢市議会議長
佐賀和樹様

請願者

藤沢市南藤沢16番12～304号

岡本 徹

村岡新駅(仮称)設置への覚書締結のプロセスに関する請願

【請願項目】

昭和60年代から様々な議論がなされて来た村岡新駅(仮称)設置が本年1月JR東日本から概略設計が提示され、2月には四者(JR東日本、神奈川県、鎌倉市、藤沢市)による覚書締結を経て、急速に都市計画段階へ進むとする段階に至っています。この覚書締結のプロセスについて貴議会が市に対して全議員への公式の場での説明を求めています。

【請願理由】

<昭和61年の請願趣旨との整合性について>

市の説明会では「1986年(昭和61年)に村岡地区自治町内会連合会が市議会に対し『国鉄湘南貨物駅の用地等に関する請願』を提出し、全会一致で採択されたことから新駅実現に向けての取り組みが始まった」となっていますが、この当時の請願は根岸線延伸を視野に東海道線の混雑緩和を主眼とするものであります。

然るに、今般の覚書締結内容は東海道線藤沢～大船間の中間駅新設と鎌倉市側の商業地区などの再開発になっており、JR東日本・鎌倉市にとってメリットの大きな計画である一方、藤沢市にとっては、藤沢駅以西住民には新駅停車が乗車時間の増加になるデメリットがある事と比較して、藤沢市へのメリットが不明確なものに変質しております。昭和61年の請願並びに市議会採択の主旨とは明らかに異なる覚書締結内容となっております。

<覚書にある費用負担決定の妥当性について>

四者覚書では、約150億円の駅整備費の負担割合を神奈川県30%、鎌倉市・藤沢市が共に27.5%(約41億円)、JR東日本が15%と定めていますが、鎌倉市は区画整理事業での保留地減歩により37億円を得られることから、実質負担は4億円程度に留まると言っています。一方で藤沢市は約41億円に加え、新駅の費用とは別枠の自由通路整備費16億円を藤沢市単独で負担するため約57億円の費用負担をする取り決めになっています。

かくある不平等と思える四者覚書締結は、藤沢市の理事者が独断で決定・合意する決定プロセスの誤謬から生まれたものではないでしょうか。その結果藤沢市民の血税を無駄に使用することになりかねないと危惧するのであります。

<議会軽視に抗議し説明を求める請願>

本来、当時の請願主旨との整合性や費用負担に疑義は無いというのであれば、四者基本合意に先だって市民の代表たる市議会への報告・承認を経て四者覚書を締結すべきところ、「情報統制」を言い訳に理事者独断で締結したことは、その疑いに蓋をする行為であり看過できない議会軽視であります。

貴議会におかれましては、以上の経緯について市に抗議するとともに、改めて市に対して、当時の請願主旨との整合性や四者負担割合の根拠等の説明を求めるべきであると考えます。

以下余白